

有効活用希望をつなぐ枠組みの構築 修正案
(資料2 p 42)

部会最終版

| ⑤有効活用希望をつなぐ枠組みの構築 | | まち |
|--|--------------------------|----|
| <p>準空家等と空家等の売買や賃貸の流通を促進するために、「空き家バンク」の設置を行います。本市で登録や手続方法を整備した上で、物件情報の公開は、「全国版空き家バンク」を活用し、所有者と有効活用希望者間の交渉や契約等は、本市と協定を結ぶ地域事業者等が媒介することを想定しています。</p> <p>また、「空き家バンク」では、所有者や利用者の意向を詳細に反映した賃借条件の設定を行うことは難しい場合があります。この「空き家バンク」の運営を通して、所有者や利用者の設定する賃借条件について把握します。必要に応じて、賃借条件がある準空家等や空家等が流通に乗るための仕組みについて検討します。</p> | | |
| 解消する課題 | 総合的な支援体制、空家等施策と関連する施策の整合 | |



事務局修正案

| ⑤有効活用希望をつなぐ枠組みの構築 | | まち |
|--|--------------------------|----|
| <p>準空家等と空家等の売買や賃貸の流通を促進するために、本市では「空き家バンク」の設置を行います。所有者から申し込みがあった物件情報の公開は、登録および利用手続を整備した上で、「全国版空き家バンク」を活用することを想定しています。利用希望者からの内覧希望、所有者との間の交渉や契約といった調整は、本市と協定を結ぶ地域事業者等が媒介して行うことを想定しています。</p> <p>この「空き家バンク」の運営を通して、所有者や利用者の希望する有効活用の条件を把握します。これらの条件の中には、一般的な契約の仕組みにおいて取り扱う事が難しい条件もあると考えられるため、必要に応じて、所有者と利用者の希望する条件が反映しやすい有効活用の仕組みを検討します。</p> | | |
| 解消する課題 | 総合的な支援体制、空家等施策と関連する施策の整合 | |